

# 令和7年度 第1回人事委員会議事録

一 日 時 令和7年4月16日(水) 午後3時から4時まで

二 場 所 人事委員会委員室(県庁第二庁舎7階)

## 三 出席者

- |         |       |         |         |         |  |
|---------|-------|---------|---------|---------|--|
| 1 人事委員  | 委員 長  | 中 本 久美子 |         |         |  |
|         | 委員    | 細 田 耕 治 |         |         |  |
|         | 委員    | 小 松 哲 也 |         |         |  |
| 2 事務局職員 | 事務局 長 | 丸 山 真 治 | 次長兼給与課長 | 灘 尾 幸 三 |  |
|         | 任用課 長 | 湯ノ口 修   | 係 長     | 浅 田 瑞 生 |  |
|         | 係 長   | 河 崎 卓 哉 | 係 長     | 前 田 智 大 |  |
|         | 主 事   | 玉 谷 航 祐 | 主 事     | 蓮 佛 藍 子 |  |
- ※事務局職員の委員室への入室は説明者など必要最小限の人数とし、必要に応じて執務室から呼び出す形で対応

3 傍聴者 なし

## 四 議 題

- 議案第1号 審査請求の受理及び審査員の指名について  
議案第2号 人事委員会規則の一部改正について(組織改正関係)  
議案第3号 人事委員会定めの一部改正について  
議案第4号 人事委員会定めの制定に係る専決処分の承認について  
報告第1号 一般任期付職員の採用について  
報告第2号 職員からの苦情相談について(事案番号6年-5号~9号)

## 五 議 事

議事について公開又は非公開のどちらとするかについて審議を行い、議案第2号から第4号及び報告第1号は公開、議案第1号及び報告第2号は非公開とすることについて全員の合意を得た。

### ◇議案第1号

審査請求の受理及び審査員の指名について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

### ◇議案第2号

人事委員会規則の一部改正について(組織改正関係)について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

#### 【説 明】

以下のとおり人事委員会規則の一部を改正する。

- 1 改正する規則の名称  
管理職手当に関する規則
- 2 内容  
別添規則改正案のとおり
- 3 改正の概要

総合療育センターに「療法士長」の職を新設し、医療職給料表（２）６級の５種に格付けることとしたため、新たに５種の手当額を定めるものである。

※年度末の規則改正に合わせて改正すべきであったものであるが、改正を漏らしていたもの

〔管理職手当額の算定方法〕

管理職手当額＝算定基礎額×算定割合×乗率（1.000）

■算定基礎額：国が定める算定基礎号俸の月額（医療職給料表（２）６級の算定基礎額 415,500円）

■算定割合

区分	鳥取県	(参考) 国
1種	25%	25%
2種	20%	20%
3種	16%	17.5%
4種	14%	15%
5種	12%	12.5%

■算定

医療職給料表（２）	基準基礎額	特定職以外の職員		特定職の職員	
		定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	定年前再任用短時間勤務職員	定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	定年前再任用短時間勤務職員
6級	415,500円				
5種					
算定割合・算定方法		12%	①の7割の額	10%	②の7割の額
管理職手当の額		49,900円①	34,900円	41,600円②	29,100円

※「特定職」は、主に地方機関の職をいい、同区分の「特定職以外」の△2%で算定割合を設定。

4 施行日等

公布の日から施行し、改正後の管理職手当に関する規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。

◇議案第3号

人事委員会定めの一部改正について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

以下のとおり通知を一部改正する。

記

1 改正する通知の名称

職員の任用に関する規則の解釈及び運用方針  
期末手当及び勤勉手当の運用について

2 内容

別添のとおり

3 概要

刑法の一部が改正され、懲役及び禁錮が廃止されるとともに拘禁刑が創設されることから、地方公務員法が改正され（令和7年6月1日施行）、第16条の欠格条項に関する規定中、「禁錮」が「拘禁刑」に改められることに伴う改正。

4 施行日

令和7年6月1日

【質疑等】

委員：令和7年6月1日からは拘禁刑に改められるのだが、採用候補者履歴書において、過去に「禁固刑」を受けた場合も欠格事由に該当するような経過措置があるのか。

事務局：法律において経過措置が設けられており、「禁固刑」に処せられた者は、「拘禁刑」に処せられた者とみなすとされている。

◇議案第4号

人事委員会定めの制定に係る専決処分の承認について（給与関係）について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

以下のとおり人事委員会定めに制定する専決処分を行ったので報告するとともに承認を求める。

記

1 規則の名称

令和6年改正条例附則第14項の規定に基づく定めについて

2 内 容

別添案のとおり。

3 概 要

令和7年4月1日に切替えられる後の切替後の研究職給料表のうち、職務の級3級38号給から55号給の給料月額については、令和7年4月1日切替前の旧号給に対応する令和6年4月1日適用の給料表（遡及改定後）の給料月額と同額に読み替えることを定めるもの。

4 施行日

令和7年4月1日

5 専決処分の理由

令和7年4月1日の給料表切替えまでに任命権者に通知する必要がある、緊急を要し、人事委員会に諮るいとまがなかったため。

◇報告第1号

一般任期付職員の採用について、事務局が説明した。

【説明】

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第3条第3項に基づき、職員の任期を定めた採用について鳥取県知事から申請があり、下記のとおり承認を行いましたので報告します。

記

1 採用予定者の氏名

原田 豊

2 採用予定職（所属部課名） 理事監兼精神保健福祉センター所長（福祉保健部）

3 業務の内容

精神保健福祉センターにおける精神保健及び精神障害者の福祉に係る医療業務統括及び、医療関係職員の育成、マネジメント業務

4 採用予定者の専門的な知識経験（資格、経歴、実務の経験等）の内容

採用予定者は現在、鳥取県立精神保健福祉センターにおいて、精神保健福祉センター所長として精神保健及び精神障害者の福祉に係る医療業務統括及び、医療関係職員の育成、マネジメント業務を行っている。

また、平成3年度に当該センターに所長として配置され、30年以上にわたり精神保健医師として勤務しており、豊富な専門的知識・経験を有している。

5 採用予定者を当該業務に当該期間に限って従事させる必要性及び根拠規定

- ・当該ポストは当県の精神保健及び精神障がい者の福祉に係る重要なポストであるが、専門的な知識経験に加え、豊富な業務経験が必要とされるところ、県職員の中に適任者がいないため、県立病院、大学病院等での精神保健及び精神障がい者の福祉に係る勤務経験が豊富な者を任期付採用し業務を行うとともに、後進の育成を行うもの。
- ・根拠規定：地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第2項第1号

6 任用予定期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日

7 選考基準、選考方法及び選考結果の概要

必要な資格：医師資格を有する者

選考基準：精神保健及び精神障がい者の福祉に係る専門的な知識・経験があること（勤務経歴及び資格等）

管理職としてマネジメント経験があること

管理職員として指導経験があること

選考方法：経歴審査（職務経歴等に対する審査）

※過去県において勤務経験のある者については当該勤務期間における勤務評価等を持って経歴調書と代えることができる。

選考結果：合格

8 予定する職務の級及び号給 医療職（1）4級5号給

◇報告第2号

職員からの苦情相談について【事案番号6年－5号～9号】について、事務局が説明した。

六 次回人事委員会の開催

令和7年5月21日（水）午前10時00分から開催することとした。